

事務連絡
令和2年6月1日

関係各位

高岡市総務部管財契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

このことについて、別添のとおり国土交通省より事務連絡がありましたので、情報提供します。

なお、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ注において公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等も参考にしてください。

注) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

(事務担当 高岡市総務部管財契約課 工事検査係)
TEL 0766-20-1356、0766-20-1358 (直通)